

## 弘前市車両広告募集要領

弘前市では本庁舎で使用している車両の後部両側面に広告を掲載する事業者を募集しています。市内を走行する視認性の高い広告媒体としてご活用ください。

### 1. 申込み資格

広告掲載の申込みは、市内に事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確である方を対象とします。

### 2. 募集内容

掲 載 場 所：側面ドア（左右両面）

掲 載 枚 数：1台当り2枚（掲載に係る費用は広告主の負担となります。）

広告の大きさ：縦40cm、横50cm（車両広告以外にも「弘前市 有料広告掲載車」と記載したフレームを作成及び掲載していただきます。詳しくは下記「広告イメージ」をご覧ください。）

掲 載 料：月額3,000円（1年間36,000円）（税込、1台あたり）

※ただし、企業認定制度による認定を受けている場合、1認定につき100分の5を乗じて得た額を減じる。

走 行 日 数：年200日程度

走 行 距 離：年8,000km以上

※あくまでも目安であり、実際の走行距離を保証するものではありません。

主な走行エリア：市内一円

※フレームの文字の大きさ及び背景色について

背景色はオレンジ、文字は黒色、フォントはMS Pゴシックで作成してください。

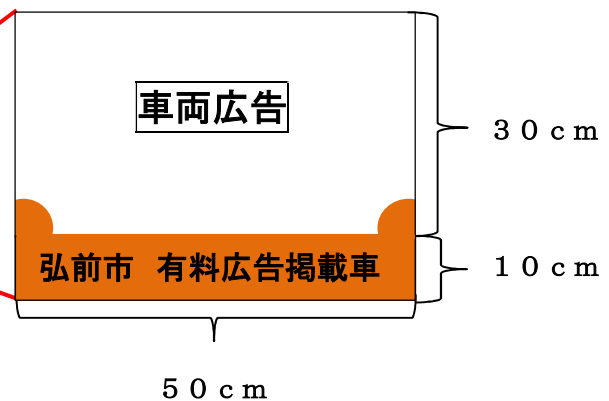
（フレームについてはデータをお渡しするのでそのまま使用してください。）

※掲載イメージ



※見本（広告イメージ参照）

オレンジ色の部分は市役所使用欄です



### 3. 掲載方法

車両広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼りつけるものとします（塗装等により車体に直接表示することはできません）。

フレームのデータを電子メールにて配布いたしますので、広告下部にフレームをつけてください。なお、電子メールを使用できない場合についてはCDにデータを取り込みますので、申込み時に空のCDを持参していただくようお願いします。

広告の掲載・撤去作業は広告主の責任で行い、各費用（掲載費、撤去費、製作費等）は広告主の負担となります。

### 4. 掲載期間

掲載月から最長で12ヵ月間とします（協議により1年延長可能です）。掲載期間が終わり次第、撤去していただきます。

なお、事故や故障等により掲載車両が使用できなくなった場合は代替車へ広告を掲載し、修理等により掲載車両が使用できる状態になり次第、広告を元の車両へ掲載します。

### 5. 申込み方法

申込みには、必ず事前に本要領以外にも「弘前市車両広告掲載要領」、「弘前市有料広告掲載基準」並びに「弘前市有料広告取扱要綱」を確認していただき、その内容に適合するものとしてください。

#### （1）提出書類

- ① 弘前市車両広告掲載申込書（様式第1号）
- ② 申込者の事業内容がわかる書類（会社案内、パンフレット等）
- ③ 広告の原稿案（A4サイズ・カラー）

#### （2）提出先

##### ○郵送の場合

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市役所前川新館2階 管財課 財産係

（郵送の場合は書留扱いとし、「車両広告掲載申込」と記載してください。）

##### ○持参の場合

受付時間（土・日曜日、国民の休日を除く、8時30分から17時00分まで）内に「弘前市役所前川新館2階 管財課 財産係（窓口番号B-214）」までお持ちください。

### 6. 広告掲載決定について

広告内容を審査し、その内容が各基準に基づいて適切であり、車両に掲載するものとして適当であると認められた場合は、広告の掲載を決定します。

審査結果につきましては、申込者全員に決定後速やかに通知します。

## 7. 掲載広告決定後の流れ

掲載広告決定後、決定書と同時に納入通知書を送付いたしますので、期限までにお支払いをお願いします。

### 【広告掲載車両】

車種	台数
ダイハツ タント	1
ダイハツ ミライース	3
スズキ アルト	3
ホンダ N-BOX	1
トヨタ ハイエース	1
トヨタ パッソ	1

担当 : 管財課 財産係

連絡先 : 0172-35-1120